

令和8年度
居宅介護支援
集団指導講習

本日の内容

- 令和 8 年度介護報酬改定など（介護保険課）
- 家庭血圧測定の普及啓発について（介護保険課）
- 避難行動要支援者制度について（災害対策課）

令和 8 年度介護報酬改定

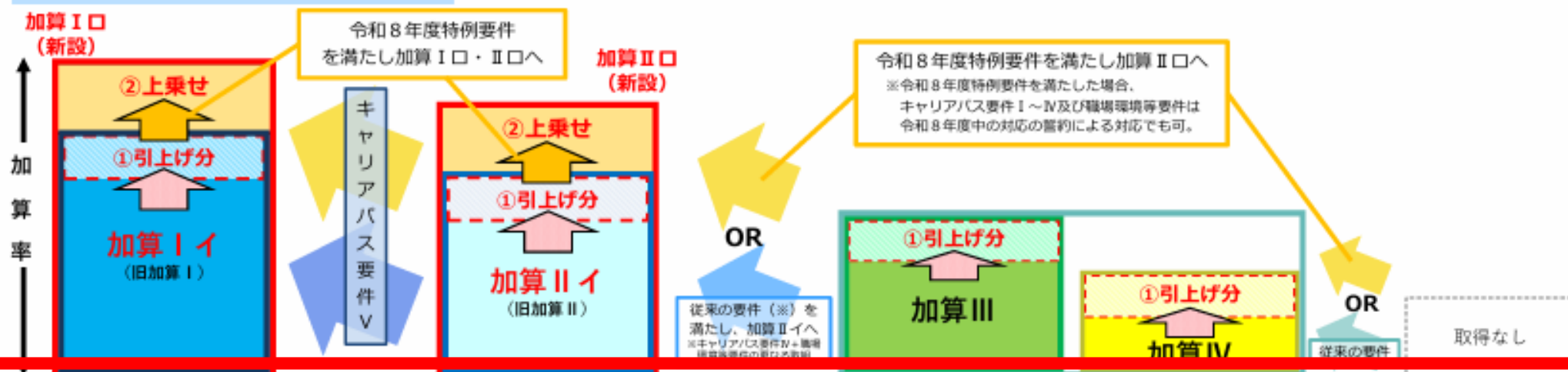
介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算の拡充①

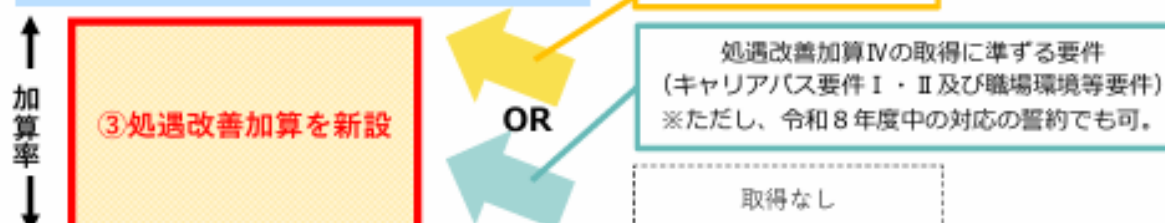
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件: ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等
→ケアブランド連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員処遇改善加算

- 詳しい要件は令和8年3月13 日老発0313 第6号「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（介護保険最新情報Vol.1479）を参照
- 年度途中で加算を算定する場合、提出期日は前月15日まで
- 請求を誤った場合、返戻になるので注意
- 来年度中に実績報告を提出いただく予定

延長決定!

≧ 今なら21,000円無料 ≯

フリーパス

キャンペーン



★ ★ ★
FREE PASS

まだ間に合う!
はじめるなら今!

ご好評につき、フリーパスキャンペーンの申し込み期間が延長になりました。
新しくご利用される方も、フリーパスキャンペーンを現在ご利用中の方も、
引き続き無料でご利用いただけます!

すべての介護事業所様が対象です

初めてご利用される方

現在ご利用中の方

一度ご利用をやめた方

現在キャンペーンをご利用中の方

通常
21,000円/年

▶ **0円/年**

申込期間: 2025年6月1日～ 介護保険資格確認
WEBサービスとの統合日まで

※ 予定: 2026年度下期 ※ 統合日は、サポートサイト内にてお知らせいたします。

詳しくは [ケアプラン ヘルプデスク](#) [検索](#)



別添 1
ケアプランデータ連携システムは

2027年(令和9年)1月(予定)に

介護情報 基 盤

介護WEBサービスへ“引っ越し”します
(介護保険資格確認等WEBサービス)

介護WEBサービスへの登録を7月からお願いします

- ✓ 介護WEBサービスへの登録は簡単な手続きです
- ✓ 2026年(令和8年)7月から12月までの間が引っ越し準備期間です
- ✓ 市町村(保険者)の介護情報基盤への対応状況によらず、準備が必要です

新しいケアプーは
もっと便利に
機能アップ

- ✓ データのダウンロードが
何度でも可能に!
- ✓ パスワード入力が楽に!
- ✓ 複数端末での取り扱いが
簡単に可能に!
- ✓ 画面の操作性も向上!

- ✓ 「介護WEBサービス」
は、「介護情報基盤」にある
利用者の介護にかかわる
情報を取得するための
サービスです。

登録はこちらから
(詳細は裏面)

介護WEB
サービス



介護保険最新情報Vol.1529

「ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等 WEB サービスへの移行について」

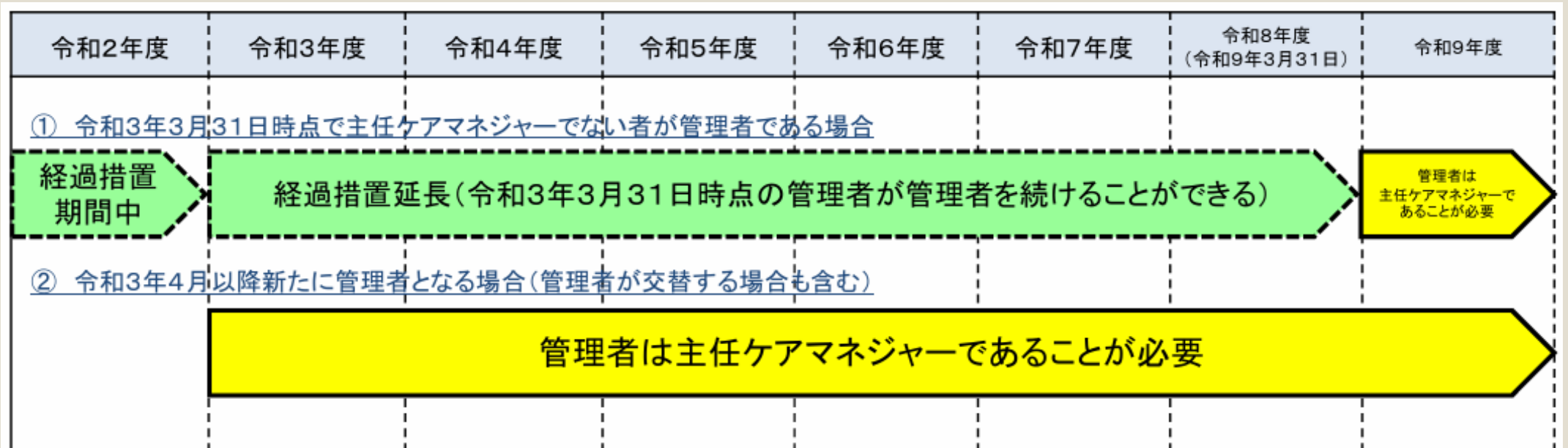
厚生労働省実施 介護事業所等向け説明会

- 開催日時：令和8年8月26日
(水) 13:30~14:30
- 実施方法：YouTube ライブ (事前
申込不要)
- 対象者：居宅介護支援事業所、居
宅サービス事業所及び地域包括支
援センターの職員

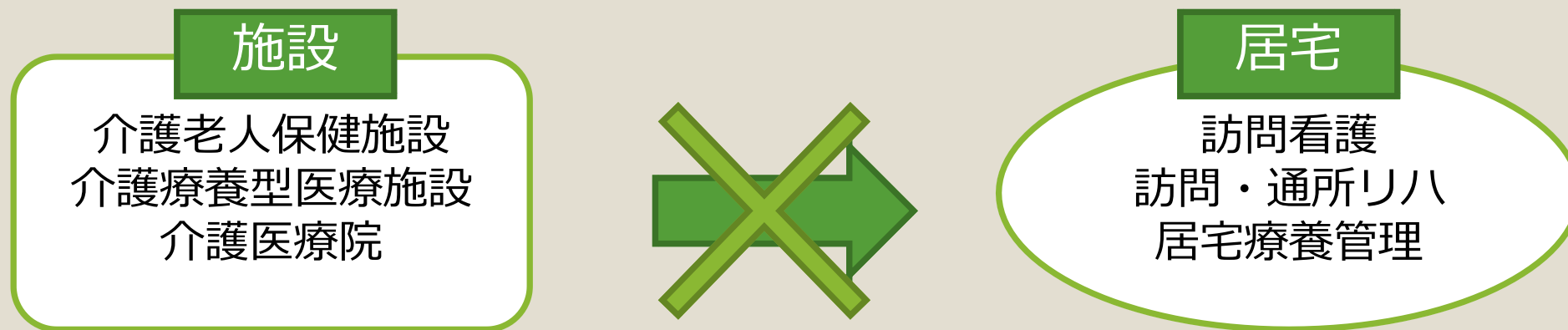
介護保険課から
ケアマネジャーのみなさまへ

管理者

- 令和9年3月31日をもって、令和3年度以前から管理者だった介護支援専門員を引き続き管理者とできる経過措置終了
- 主任介護支援専門員を管理者とできないやむを得ない理由がある場合は、必ず市へ相談すること



退所当日の居宅サービス



訪問介護等の福祉系サービスは○

※退所が木曜日で、毎週木曜日に通所介護を利用予定のため使う
など機械的に組み込むのは×

短期入所生活介護 →短期入所生活介護の移動

	8/1			8/20			8/30	
A事業所	利用開始			退所				
B事業所				入所			自費	

- 同じ日にA退所→B入所の場合、どちらの事業所も算定可。
※直接A→Bに送迎する場合、送迎加算の算定は不可。
- この場合8/20は2日分の請求をしたと考えるため、自費を入れる日に注意が必要。

軽度者への福祉用具貸与（例外給付）

要支援1・2、要介護1への車いすや特殊紙寝台などの対象種目は、原則算定できません。

次のいずれかに該当する場合のみ貸与可能です。

基準	例外給付の要件等	市への確認
基準ア	基本調査結果が基準に該当	不要
基準イ	車いす、移動用リフト →医師による情報、担当者会議	不要
基準ウ	医師所見、市確認	必要

基準ウ 平塚市への提出書類

- 1 例外給付確認書：指定要旨
- 2 医師による医学的所見：
主治意見書等、3類型のいずれかの医学的状態が分かるもの
- 3 サービス担当者会議の写し：多種職の合意記録
- 4 ケアプランの写し：必要理由や生活環境などの記載

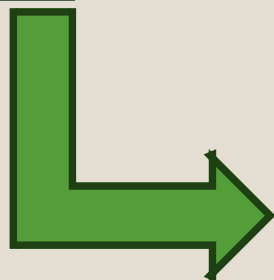
特定事業所加算

■ 算定要件⑪

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること



県への「神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入同意届」の
提出をもって確認



今年度から通年受付に変更

※毎年回答が必要です！

詳細は介護情報サービスかながわ お知らせをご確認ください。

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/info-government/detail.html?stscd=14000&newsno=NEWS5731>

利用者を引き継ぐ場合

- 別事業所のケアマネジャーが利用者を引き継いで担当する場合、十分な引継ぎをお願いします。
- 月末に担当している居宅介護支援事業所がまとめて給付管理を行うため、事業所が切り替わる日も含めて調整してください。
- 軽度者の例外給付を受けている場合、十分な引継ぎがあれば新しい事業所で再度例外給付の申請は不要です。

×今まで例外給付で使っていたからプランに組み込んだ
○前ケアマネが例外給付の手続きをした書類・主治医に確認した記録などの引継ぎを受け、
根拠をもって例外給付をプランに組み込んだ

メールアドレスの変更

- 平塚市からののお知らせは、基本的にメール（kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp）で行います。
- 登録アドレスを変更する場合は、変更届を提出してください。
- 県からののお知らせ、全サービスへの市からののお知らせは介護情報サービスかながわのメール配信システムで行います。

介護人材確保事業



平塚市では、介護人材確保・定着に力を入れています。



YouTubeで公開中
ぜひご覧ください！

介護イメージアップ動画 ピカイチ☆フィルム

カイゴ しごと ガイド



この他にも、介護人材確保施策として
さまざまな取り組みをおこなっています。

詳しくは平塚市ウェブをご覧ください。

平塚市 介護人材確保



- 受講確認について

市ホームページ、開催通知メールにあるURLから受講後アンケートに必ずご回答ください。

- アーカイブ配信について

9月18日（金）までYouTubeでアーカイブ配信をします。
視聴用URLは別途メールでお伝えします。